



船舶油濁損害賠償保障法に係る施行状況

改正油濁損害賠償保障法は、平成17年3月1日の施行から3年が経過し、その施行状況は以下のとおりです。

保障契約情報等の通報隻数

国際航海に従事する総トン数100トン以上の船舶は、本邦の最初の港に入港する前に管轄する地方運輸局長に保険契約情報等を通報しなければならないこととなっていますが、九州運輸局管内における通報件数については、定期コンテナ船や国際航海旅客船を有する博多港や北九州港、下関港が多く、船籍別についても同様の理由により韓国、パナマ籍船が多くなっています。

また、入港港別については前年とほぼ同じ傾向となっていますが、船籍別については、韓国籍船がやや増えているものの、中国籍船は減少しています。

入港港名	隻数	
	18年	19年
博多	4,832	4,606
北九州	2,830	2,791
下関	2,344	1,942
大分	1,487	1,623
長崎・三重式見	697	630
宇部	487	544
苅田	423	444
志布志	354	486
その他	3,062	3,203
合計	16,516	16,269

船籍	隻数	
	18年	19年
韓国	4,367	4,608
パナマ	3,795	3,690
日本	2,248	2,220
中国	1,888	1,329
カンボジア	1,032	1,162
ベリーズ	550	516
香港	359	381
ロシア	229	183
その他	2,048	2,180
合計	16,516	16,269

(各年1月1日～12月31日実績)

立入検査、行政命令発出件数

九州運輸局における油濁損害賠償保障法に基づく立入検査は平成19年で553件行っており、このうち11件に対し、行政命令を発出しましたが、これは、保険契約はすべて締結していたものの、必要な証書の備え置きがなかった等の形式的なもので、無保険船の入港はありませんでした。

また、行政命令発出件数の割合は対前年比が全国では30.2%、九州では15.4%減少しており、油濁損害賠償保障法の制度が十分理解されてきたことが考えられます。

		九州		全国
			対全国比	
立入検査数	18年 (H18.1.1～18.12.31)	544	12.7%	4,296
	19年 (H19.1.1～19.12.31)	553	12.7%	4,341
	対前年比	101.7%		101.0%
行政命令 発出件数	18年 (H18.1.1～18.12.31)	13	15.1%	86
	19年 (H19.1.1～19.12.31)	11	18.3%	60
	対前年比	84.6%		69.8%

<問い合わせ先>

九州運輸局海上安全環境部 監理課
担当：西村、外西
電話 092-472-3173